

小値賀町議会11月会議は、令和6年11月6日午前10時、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 0名

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西	村	久	之
副	町	長	前	田	達	也
教	育	長	中	村	慶	幸
会	計	管	橋		本	満
総	務	課	博	多	屋	雄一郎

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会 11月会議

令和6年11月6日（水曜日） 午前10時 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 小辻隆治郎議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 議案第10号 小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例（案）
- 第 3 発委第1号 小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例（案）

午前 10 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） 報告いたします。

ただいまの出席は 8 名です。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

ただいまから、令和 6 年小値賀町議会 11 月会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番・小辻隆治郎議員、6 番・横山弘藏議員を指名します。

日程第 2、議案第 10 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、議員報酬審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

小辻委員長

委員長（小辻隆治郎） それでは報告します。

去る、3 月 8 日の小値賀町議会定例 3 月会議において、本委員会に付託されておりました、議案第 10 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について審査を行いましたので、その結果を小値賀町議会会議規則第 41 条の規定により、報告します。

それでは、お手元にお配りしております、議員報酬審査特別委員会審査報告書をご覧ください。

事件の番号は、議案第 10 号です。

件名は、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）であり、審査の結果、本委員会として原案を否決するべきものと決しました。なお、留保すべき少数意見はありませんでした。

さて、本委員会の審査の経過及び「原案を否決するべきもの」と決した理由について申し上げます。

本委員会は合計 5 回開催し、そのうちの 4 回を委員間討議に費やしました。さらにその内の 1 回は、長崎県立大学の石田聖准教授を招聘しました。まず、石田准教授を招聘した目的としましては、本委員会審査の視野を広げるためにも学識経験者の意見も重要との判断もありますが、石田准教授が佐々町の議員報酬改正に諮問された特別職、報酬等審議委員会の座長として携わっていたことを知り、そこでの意見を参考にするためでした。佐々町の特別職報酬等審議会においては、石田准教授が専門とする市民参加の観点を含め、議員なり手不足、議員なり手不足をどう克服するかなどの審議会が 3 回実施され、議論され

ております。その議論においては、「佐々町議会議員の活動が見えない」という意見がある一方で、「若い議員の議会で活躍するには、それなりの報酬が必要」との意見。「現在の佐田町議会議員の報酬は、高卒の公務員の28歳くらいの給与と一緒」という意見。「市議会議員と違って、政務活動費がない状況の中で活動しやすい報酬体系が必要」との意見が出されたということでした。

最終的に議員報酬を増額することに関し、佐々町民への説得材料としては、佐々町においても、「政策課題が多岐に渡っており、勉強のための個人的な視察研修も自己負担しなければならない。議員の活動範囲が広くなり、比例して費やす時間が、時間や経費が増えてきている」との意見も出ていたということでした。

このように、ほかの自治体の事例を聞きながら、委員間討議を行う中で、本特別委員会が出された意見について述べますと、「議員報酬を引き上げることで、議員のなり手が増えるということに直接結びつくことはないものの、生活を営むことができる最低限の補償額に、報酬額にしなくてはという考え方が、町村議会全体の考え方となってきた。」という意見。

さらに、「二代表制の中で、議員のなり手が不足している状況では、いずれ議会が機能低下機能不全に陥り、自治体としての団体意思決定ができず、自治体の存続が危うい状況に陥ることになる。であれば小値賀町の存続を図るために、執行部も議会とともに、議員なり手不足への対策を行うことが必要。」という意見。

「物価が上昇しているが給料は上がらない、税負担は増えているという中で、さらに可処分所得が減少していけば、景気も後退していくことは避けられない。議員報酬を増額していくらからでも消費に回ることもあると考えれば上げるべきだ。」という意見。

一方で、「現在よりも将来の小値賀町存続に不安があるので、議員になりたての今の時期に報酬を上げるには抵抗がある。腑に落ちない。次の改選時には報酬引き上げについて考えが変わるかもしれないが、現時点ではその考えはない。」という意見。

「議員報酬の引上げには適切な根拠を必要とする。提案理由でも述べられていた物価上昇率3%は、引き上げの根拠にならない。町の予算、決算、事業の進行に大きく関与する議員の重責を思えば、現在の報酬は論外である。さらに、首長も議員の重責を理解し、特別職報酬審議会の委員への説得に努めることが相当だ。」という意見。

「特別職報酬審議会委員に事前に資料を渡し、勉強する時間を与えたのか。議員報酬が感覚的にも感覚を基に決められて行くことには難があるので、議員報酬の算出方法や基準を示し、機械的に決められるようにすべき。その一方で、

議会のデジタル化による効率化、可能な分野での省力化、コスト削減に努めて財源を確保していく努力も必要だと思う。」という意見。

「平成31年5月に議会が作成した「小値賀町議会議員の活動実態とそれに基づく議員報酬の考え方について」と題した報告書により、議会として根拠ある金額を提示しているが、執行部は特別職報酬審議会委員に説得する熱意がなかったのではないか。」という意見。

また「例えば九州内の町村議会議員、町村議員報酬の平均、長崎県内の町村議員報酬の平均などを基に、オートマチックに決めてもいいのではないかといい意見」をはじめとして活発に議論が行われました。

本委員会の多数の本委員会委員の多数が賛同を示したのは、先ほどの平成31年5月にまとめた報告書の、説得力のある論点を持った文言でありました。報酬を引き上げるには、引き上げるだけの根拠が必要です。報告書はその根拠として、当時の自治省は、議員報酬を「生活給でなく、議員活動の役務に対する対価」と解釈していることから、同じ公選制で選出された首長の給与と議員の報酬は同じ土俵の上で論じられるべき、との考え方で、首長の給与の基になる実働日数に対して、議員の議員活動としての実働日数との割合で報酬を算出する、いわゆる「原価方式」で報酬の積算をしております。一方で、報告書には、町民から「議会活動が見えない」という意見が出るのはなぜかという問いに対し、活動を理解してもらうための議会自らの努力不足、議会からの情報提供不足、住民から見て魅力のある議会となっていない現状で、現状があると述べ、「議会の見える化」が大事と結論づけております。その点では、本町は平成23年より「能動的に行動する議会」「住民とともに歩む議会」「政策を提案する議会」の3つの標語の下に、ワクワクする議会を目指して活性化に努めてきました。通年議会、委員会活動、出前議会、議会と語ろう会、あおぞら座談会、議会広報の充実、議会モニターの設置、中高生の模擬議会等以前にも増して議員活動が活発化していることは周知の事実であります。

本年、7月3日に長崎県町村議会議長会は、文章の冒頭から、「町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。」と危機を訴え、「議員報酬の適正化に関する決議」を採択しております。町村議会議員、なり手不足の要因の1つは、県議会議員、市議会議員よりも格段に低い報酬額であり、これは町村長の給料月額と比較しても3割程度と低額すぎることは、既に述べたとおりであります。そこでこうしたことを踏まえて、全国町村議会議長会は、令和4年2月に大正大学の江藤俊昭教授に研究委託していた成果として、「議員報酬、政務活動費の充実に向けた論点と手続き」と題した報告書をまとめ、活動内容を踏まえた原価方式を、議員報酬の算定方法として、全国展開し、令和4年12月に出された国の第33次地方制度調査会の答申においても肯定的に捉えられており

ます。

これらの検討を踏まえ、本委員会が「原案を否決するべきもの」と決した理由は、私達、小値賀町議会の諸先輩の議員らが、平成31年5月に全国に先駆けて、「活動の内容を踏まえた原価方式」による議員報酬を算出しており、そこに至るプロセスは十分に納得のいくものであり、この算出方法以外に依るべき根拠は無い、というものです。

以上で委員長報告は終わりますが、本委員会では、「活動内容を踏まえた原価方式」により算出した議員報酬額を基に、「対案」を委員会発議で提出することを同時に決定しておりますので、併せて報告をいたします。以上です。

議長（宮崎良保） これで報告を終わります。

お諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって質疑を省略します。

これから議案第10号小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成の討論はありませんか。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に原案に賛成の、失礼しました。原案に賛成の討論なしと認めます。

次に原案の反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。反対の立場で討論いたします。

先ほどの委員長報告に本当にありましたとおりです。

本当に今日初めて委員長報告を聞いたんですが、本当に的確な委員長報告でびっくりしました。ただ1つちょっと僕として反対する理由として1つあるんですが、先ほどちょっと触れてましたが、去年から今年にかけて、県内でも長与町、波佐見町、佐々町でそれぞれ議員報酬を上げていますが、これが2万5,000円、3万6,000円、3万3,000円です。で、本町除く県内7町の議員報酬は、平均で25万円を超えています。また先ほどの委員長報告では触れていませんが、去年から今年、ごめんなさい今年の7月10日に全国町村議会議長会と都道府県

会長会が決議した、議会議員活動のほうふか、議員報酬の適正化に関する決議というのがありますが、これによりますと「地方自治体における議会の重要性を考えた場合、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要だ」としまして、首長の給料月額の47%程度を目指すことというふうに決議しています。2万円引き下げて18万円となっている現在の小値賀町の議員報酬を今回20年ぶりに見直して、3%程度の6,000円上げるという条例改正案については、あまりにもこれらの世の中の動きと離れていると僕は思います。

以上のような理由により、審議会の答申を基にしているという条例案ではありますが、反対せざるを得なく反対いたします。

これで反対討論を終わります。以上です。

議長（宮崎良保） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第10号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立少数です。

したがって、議案第10号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）は否決されました。

日程第3、発委第1号、小値賀町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長（橋本博明） 朗読します。

発委第1号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月6日、町議会提出

議員報酬審査特別委員会委員長小辻隆治郎。

小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年、小値賀町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中、25万5,000円を27万5000円に、19万8,000円を23万円に改め、同条中18万4,000円を21万9,000円に改め、同条中18万円を21万5,000円に改める。

附則1、この条例は公布の日から施行し、改正後の小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

2、改正前の条例の規定に基づいて支払われた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払いとみなす。以上です。

議長（宮崎良保） 次に、本案について提案理由の説明を求めます。

議員報酬審査特別委員会小辻委員長

委員長（小辻隆治郎） 提案理由を申し上げます。

現在の議員報酬額は平成16年4月に減額したまま、約20年間改定がされていない状況であります。今後増加が予定、増加が予想される政策課題を議論すべき議員のなり手を確保する対策の1つとして、議員報酬の増額が必要であると議員報酬審査特別委員会において決したため、本改正案を提案するものです。以上です。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

原案に反対の討論はありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 提案の発委に反対の立場で討論します。

私は、肩書きは議員でも、中身はまだ素人です。そんな中で、たとえ原案の3%であっても、賛成とは言えません。議員になったことで、家族や仕事で迷惑はかけることにはなっていますが、県内で一番報酬が少ないことは100も承知で議員になりました。逆に高い報酬だったなら、恐れ多くて、私は議員になっていなかったかもしれません。今回の修正案の修正案、発委の基である、た

くさんの根拠がついた資料も何度も目を通しました。しかし、何というか、根拠をつければつけるだけ虚しくなるような感覚さえも感じました。特別委員会の中で、議員のなり手不足解消のためや、若い世代に魅力を感じてもらうため、家族や子どもを養えるくらいの金額を、などの意見もありましたが、先ほども述べましたが、そもそも私は報酬額を承知の上で、議員に立候補しました。そして、家族や子どもを養う、養う人が、退職金もなく4年に一度卒業する。議員報酬を当てにしてはいけません。報酬を上げることで、どんな職業の方であっても、議員になりやすい議会の仕組みを作る方が、重要な気がします。審議会の意見に、議員の仕事が見えない。周りの町民にも聞いたが、良い意見はなかった。報酬はわかっているはず。町民の7割は据え置きでいいと考えている。などの言葉があったことは素直に重く受け止めなければならないと思います。そして、その審議会の反応は、町三役の増額より、後ろ向きだったと聞いています。私達議員1人1人が、自分の周りの町民だけではなく、多くの皆さんに認められるためにも、なあなあではなく、言いづらいこともしっかりと町民の声として発言し、期待に沿える仕事をするのが先ではないでしょうか。議員の皆さん、議員報酬に対しては、町民の意見は必要ないのでしょうか。自分たちで声を上げるのではなく、社会の片隅の声なき声に耳を傾け、その方々に認められ、その声に後押しされるよう努力し直してもいいのではないのでしょうか。町三役の給与の増額は、提案どおり3%の増額で議会で通し、自分たちの報酬はそれ以上に上げる。恥ずかしい。私はとても賛成できません。

以上で私の反対討論とします。

議長（宮崎良保） 次に原案の賛成者の発言を許します。

原案に賛成者の討論はありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。

賛成の立場で討論いたします。

議員報酬の考え方につきましては、先ほどの委員長報告にもありましたが、平成31年3月に「小値賀町議会議員の活動実態とそれに基づく議員報酬の考え方について」という報告書の中で、本町議会として、町長の報酬を基とした原価積算方式による基準を作り、執行部にもお渡ししております。報酬額の根拠となるこの基準は、全国の町村議会議長会が今まさに全面的に進めている町長と議員の実際に働く日数の比率によって報奨金報酬を決めるという考えです。この算定基準を基本とし、現在の議会活動の状況を踏まえて総合的に勘案して作成されたのがこの条例案であると僕は理解しています。

本町議会の議員報酬は、平成16年度にそれまでの20万円から18万円に下げたもので、これは平成の大合併のときに合併しないと地方交付税が減らされて

財政状況が悪化するということを見越し、議会として報酬を2万円下げて協力したものです。町の財政状況としましては、財政力指数は変わらず0.1と厳しいとは言えますが、先日の定例9月会議の決算審査でおわかりのように健全であり、また当時はまだ非公式の会議ではありましたが、当時の全員協議会の記録を読みますと、減額は一時的なものとの認識が共有されていたのにも関わらず、今まで引きずってしまったということはもう本当に周知の事実であります。ごめんなさい。そのまま現在に至っています。現在の議員数は12人ですが、議員の仕事量は当時よりはるかに多く専門的にもなっている中で、今は8人で頑張っている状態で、1人1人の負担はかなり大きくなっていることは周知の事実であります。また元々この条例案を委員会の中で発委したのは、昨年まで議長をしていた横山委員、元横山議長ですが、私もそのときに副議長としてこの4年間、議員のなり手不足という危機感を一番身近に強く感じてきた立場であり、ほかの町村議会を俯瞰的に見た中で出されたこの案につきましては、現職議員である我々は重たく受け取る必要があると思います。先ほどの反対討論でも触れましたが、去年から今年にかけて、議員報酬を上げた長与町、波佐見町、佐々町、2万5,000円、3万6,000円、3万3,000円上がっています。さらに先ほども話しましたが、全国の町村議長会と都道府県会長会は、首長給料の47%を目指せということも言われており、この水準からもまだまだ本町の議員報酬はかなり低い状態です。加えまして、こんなことを言うとまた、なり手不足に輪をかけてしまうかもしれませんが、議員は選挙に落ちればただの人、失業保険も議員年金も何の身分保障もありません。さらに二元代表制といいながら、1期4年の任期ごとに町長は1,196万円、副町長は594万円という退職金が支給されるようですが、片や議員に退職金は1円もありません。また国会議員のような政策活動費や、文通費、地方議員にはもちろんありませんし、本町では政務活動費もないため、議員活動にかかる費用は報酬の中から出さざるを得ず、しかも報酬といいながらも基礎控除のほかには、給与所得控除しか認められていないということで、非常に苦しい思いをしているのが現状です。議員報酬を上げることが、そのままなり手不足の解消につながると思いますが、少なくとも町民の代表という重責、あるいは多種多様な人の立候補、議員専業でも何とか食っているだけの報酬は、僕は必要であると思います。モチベーションにも当然影響すると思います。先ほど反対討論がありました、町民の理解が得られないということが、恐らく一番の理由だと思うんですが、確かに議員活動はなかなか表に出ない、見えにくい部分もあり、町民の皆さんの理解を得づらいのは本当に確かであると思います。けれど、現在の議員のなり手不足を考えると、多様な立候補者を求めるためにも議員報酬を上げることが必要であり、むしろ町民の皆さんを説得させるだけの活動、行動することが、町民が議員に求

めていることではないかと僕は思います。先ほど反対討論の中で、この報酬額で立候補したからそれでいいというお話がありましたが、この報酬の増額は、今の議員より次の、次に立候補する立候補者のための報酬の増額です。例えば、どの会社でも、どの企業でも、あるいは役場職員でも、入社したときの初任給というのは決まっていますが、当然それは、ずっとそのままではなくて、年数がたてば上がるということはある程度前提で入ってきています。最初の初任給はこれでいい。だったら、そのまま一生それでいいかということは、それでは理屈が通らないと僕は思います。ただですね、本当に議員報酬を上げてより良い小値賀町、町民の皆さんの幸せを守るために、やっぱり本当に多様性が飛んだ議員が、毎日一生懸命に学んで、一生懸命に議会活動をすることで、この小値賀町が進むべき道が開けてくるのではないのでしょうか。ただ同時に、将来の小値賀町のためには、何でも議員や議会に任せるのではなく、委員会や議会の傍聴、出前議会への参加など、先ほど委員長報告でしたか、小値賀町としましては、小値賀町議会としては、見える化というのを本当に進めておるんですが、町民の皆さんの方からも見るということを意識していただいて、積極的な今後、アプローチをぜひお願いしたいと思います。

以上、発委に対する賛成討論を終わります。

議長（宮崎良保） ほかに討論ありませんか。 立石光助議員

1番（立石光助） これ、ごめんなさい、反対なんですけど、大丈夫ですか。

議長（宮崎良保） はい。大丈夫です。

1番（立石光助） すいません。反対の立場でちょっと討論させていただきません。

前回の議会で議題にありました、町三役の方も私はちょっと反対をしたんですけれども、その反対理由の中で申し上げたものと同じなんですけれども、委員会、報酬等審議委員会の構成ですとか、その審査の進め方に対して、私は、その町三役反対理由の中で述べたんですけれども、1つはその学識経験者がいないということと、もう1つは会議自体が1回だけであって、事前にその審議委員の方々が十分に考えることができるような情報提供が確認されなかったということと、その審議委員会の会議の中でも、その審議をするために十分な情報提供がなかったのではないかとということを経由として、私は反対しました。今回の委員報酬に関しても全く同じですね、特別委員会の構成と進め方がそもそもちょっとおかしいよというところが、私は賛成できないといった理由になります。

その提案、平成31年の5月にですね、前議会が提案した議員報酬に関する報告書の中身も十分理解はできますし、しっかり論理的な報告書であったので、そのことについては十分理解できますし、それを議員報酬を上げることに対す

る、対して、対する効果を得られる効果、その多様な方が立候補するだとかいった効果も得られることもだろうと思います。なんですけれど、特別委員会の、について、私は賛成できないということと、あと、もう1個ですね、議員報酬と私達議員自らの報酬に関するこの発委なんですけれど、私は自分の給与とか報酬を自分で決めるっていうことが、すごく何か違和感があつてですね、それはできるのは多分、何か会社の経営者とか、その組織のトップとかつていうのが普通じゃないかなと思つていて、自分の給与を自分で何か決めることが、僕はできない。人から評価されて、人からとか何かその第三者からの評価によって、給与とか報酬というのは、何か決められるのが僕は腑に落ちるといふか、と思うので、この議会からこの発委するっていうのも、ちょっと私はちょっと賛成できないなというところで、反対をさせていただきます。

議長（宮崎良保） ほかに討論はありませんか。 **森岡正雄議員**

2番（森岡正雄） はい。私は賛成の立場から討論したいと思いますが、正直なところで言えば、今回のこの発議に対する案に関しては、金額に関しては賛成をすることができないというところであります。なんで反対なのに賛成なのかというところでありますが、ちょっとその話をしていこうと思います。

その私達のその議員の報酬というのは、平成8年の約30年前に増額されたのを最後に、減額又は据え置きを繰り返されているところであります。この30年間物価は上昇し続けて、消費税や、また各種の税負担は上がっていると。そんな中、可処分所得というのは当然減っているわけでありまして、やはりこの状況というのは、やはり変えられるところというのは変えていかなくてはならない。で、先日の町三役の時にも私言いましたけれども、やっぱりそうした増えた分を、やはり町内で消費することによって、町内の消費を活性化していく、経済を活性化していく。そんなに大きな数字じゃないかもしれませんが、やはりそれというのは、微々たる数字であるかもしれませんが、それぐらいやはり今の、国もそうですし、町も経済的にはやはり飢えている。うん。そうした状況でございますから、少しでもそうしたところに経済の活性化を図っていくということは、私は必要なのではないかというふうに考えます。そしてその審議会において、4つの数字といふか、が、案が出された中で、審議会では3%という数字を、が、賛成多数で決まったわけであります。こちらそのときに出された4つの案といひますのは21万3,000円、これは議会の方で研究し尽くして出した、かなり根拠のある数字であると思います。先輩議員たちが、の努力というものが、やはり私にはとてもそこには感じられた。そして元に戻す20万円という。そして3%アップですね、という案、そして据え置きという案がある中で、まず21万3,000円の案は、賛成少数で否決をされております。そして、また元に戻すと20案も賛成少数で、据え置きも賛成少数で、その直近の物価上

昇に合わせ3%の増額が賛成多数ということで、この3%というふうになったわけではありますが、前回の町三役のときにも私お話ししましたとおり、やはり3%という数字が、やはりその今の先ほど言った物価上昇であったり、税負担の上昇、また可処分所得が下がっているという中で、それが適切な数字かと言われるれば私は決してそうではないというふうに考えます。しかしながら、やはり先ほど言いましたように、上げられる部分は上げてですね、それを町内消費に回していく。これは非常に私は重要なことだというふうに考えています。しかしながら、この発委で出された約18万円を21万5,000円、約20%アップするということは、やはりその審議会で賛成少数であったことを考えれば、3%から一気に20%近く上げてしまうというのは、非常にやはり心苦しいところではあります。しかしながら、報酬の審議委員会の方で、やはり出された結論というのは、やはり尊重しなくちゃいけないというふうに考えています。やはり民主主義の原則に従い、議員報酬審査特別委員会の決定というものを尊重するという意味で、私はこの発委に対して賛成をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（宮崎良保） ほかに討論はありませんか。 **横山弘藏議員**

6番（横山弘藏） 私は、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）に賛成します。

平成3、6年前になりますが、平成31年に小値賀町議会議員の活動実態と、それに基づく議員の報酬の考え方についての報告書を、議会から執行部へ提出しています。皆さんも目を通していただいていると思いますが、この報告書は、議員報酬の根拠となるものを示しています。当町は平成の大合併問題を乗り越え、その後、議員年金の廃止、また退職金等の仕組みもない中、平成12年に地方分権一括法が成立、議会の役割も大きく変わりました。この地方分権に合わせるべく、執行部との協議、情報の収集、町民との交流対話など、その活動内容は多岐に渡ります。私が初めて議員になった平成7年には、14名の議員が在籍していました。20年後、平成27年からは8名であります。その結果、議員1人1人の仕事は増え、増えることになり、今に至っています。平成の大合併問題以降20年余り、議員報酬は据え置かれたままであり、また最近の議員のなり手不足の問題、そして多様な人材を確保、確保するためにも、議員の今の環境を少しでも見直し、改善するときに、改善するときではないかと考えています。次世代の議員さんのためにも、これは必要だと私は確信しております。

最後になりますが、これからも町長、議員による二元代表制の意味をしっかり認識し、責任ある調整運営に努めるよう一層努力したいと考えています。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 **橋本武士議員**

3番（橋本武士） 最後ですので、賛成討論が続きますが、賛成の立場で討論とさせて、討論をさせていただきます。

短めに申し上げますと、職員給与と議員の報酬、そもそも性質の違うものではありますが、議員の報酬というのは、商売でいうところの民間で言えば、準備ではなく粗利にあたります。そして、この報酬額の中から、出張があれば自発的に行くところがあれば、交通費、食費、宿泊費、あの個人的な活動においてはそこから出されていきます。それは経費です。現実的に考えて、粗利から経費を抜いて純利は一体いくら残るのか。それが議員の生活費になる。私は21万5,000円も、正直安すぎると思ってます。三役の話もありました。委員会では、私の意見は、町長の報酬も低すぎる。三役の、そもそもの反対意見の中にもありましたが、職員給与との逆転現象。たった3%を上げたぐらいでは、あと数年すれば同じような現象が起きます。そもそもこれは理論、根拠にはしていない理由ではありますが、そういう同じような状態というのがもう目に見えてるんですね。ですから給与を上げるというのは、先の反対討論の中にもありましたが、いろんな考え方があって、18万というのを重々承知の上で議員になった。これが25万、30万だったら恐れ多い。ならなかったかもしれない。そういう意見もあります。個々の思いは様々ですが、だからこそ勇気を持って手を挙げる必要がありますし、三役においても、しっかりと給与をとって、それに合う活動、それを背負うプレッシャーを感じて、日々活動すればいいだけのことであるので、私は議員報酬においても、機械的に平均値を取るべきだと申し上げました。いろんな物差しがある中でいろんな意見が飛び交う中で、後付けのように根拠をつけて説得力を持たせる数字に、そういうことも必要であるのは重々承知ですが、機械的に決める方がいいんじゃないかというのが私の意見でした。しかし多数先輩議員の方の根拠というものは、素晴らしいものがあるということで、私は自分の意見を引っ込めて、そちらへ踏襲するスタイルをとりました。

以上で、賛成討論といたします。

議長（宮崎良保） これで討論を終わります。

これから、発委第1号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

発委第1号、小値賀町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立多数です。

したがって、発委第1号小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

以上で本11月会議に付議された案件の審議は全部終了しました。
これにて令和6年小値賀町議会第11月会議を終了します。
お疲れ様でした。

— 午前 10 時 47 分 散会 —